

4. 法人番号





法人番号の制度概要（指定・通知・公表）について説明します。

指定

～ については、特段の
手続を要することなく、
法人番号が指定されます。



- 国税庁長官は、設立登記法人、国の機関、地方公共団体、税法上特定の届出書を提出することとされている ～ 以外の法人又は人格のない社団等に13桁の法人番号を指定します。
- これら以外の法人等でも一定の要件を満たす場合、届けることにより法人番号の指定を受けることができます。

ポイント! 1法人に1番号のみ

通知

- 法人番号を指定した法人及び人格のない社団等に、法人番号指定通知書を送付します。
- 新規に設立登記をした法人には、原則、設立登記完了日の2稼働日後に発送します。



ポイント!

登記上の所在地に通知書をお届け

公表

- 法人番号を指定した法人等の名称、所在地、法人番号をインターネット（国税庁法人番号公表サイト）を通じて、指定後速やかに、公表します。

WWW

ポイント!

法人番号はどなたでも自由に利用可能

法人番号は、どなたでも利用可能で、インターネット上で公表します。

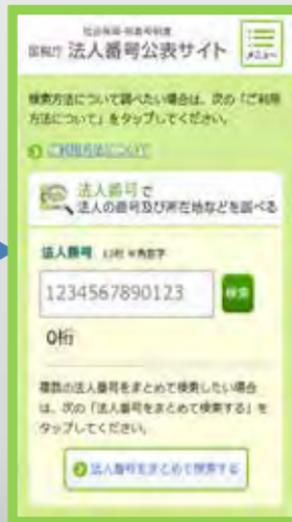
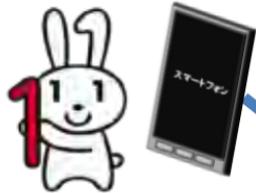


国税庁法人番号公表サイトの特徴

法人情報を番号・名称・所在地で検索
法人情報のダウンロード機能
Web-API機能（システム間連携インタフェース）



マルチデバイス対応
パソコンからの利用に加えて、
タブレット、スマートフォン
からも利用可能



検索機能

- ｜ あいまい検索
- ｜ 絞り込み検索
- ｜ 五十音順、都道府県別の並び替え

データダウンロード機能

- ｜ 月末時点のすべての最新情報
- ｜ 日次の更新情報
- ｜ データ形式はCSV、XML

Web-API機能

企業等のシステムから法人情報を直接取得するためのインタフェースの提供

画面は令和2年2月末現在のものです。



法人名のフリガナ情報の公表

概要

デジタル化・ネットワーク化が進展している中、政府決定において「法人が活動しやすい環境を実現するべく、法人名のフリガナ表記については、登記手続の申請の際にフリガナの記載を求めるとともに、法人番号公表サイトにおけるフリガナ情報の提供を開始する」とされたことを受け、平成30（2018）年4月以降、法人番号公表サイトにおいて、法人名のフリガナ情報を公表しています。

公表のための手続

設立登記法人

各法人が管轄法務局において行う商業・法人登記申請（変更登記等を含みます。）の際に、登記申請書に法人名のフリガナを記載することで、法人番号公表サイトにフリガナが表示されます。

登記申請の機会がない場合は、管轄法務局にフリガナに関する申出書を提出することで、法人番号公表サイトにフリガナが表示されます。

設立登記法人以外の法人・公表に同意した人格のない社団等

税法上の届出書等に記載されたフリガナを公表しますので、特段の手続は不要です。

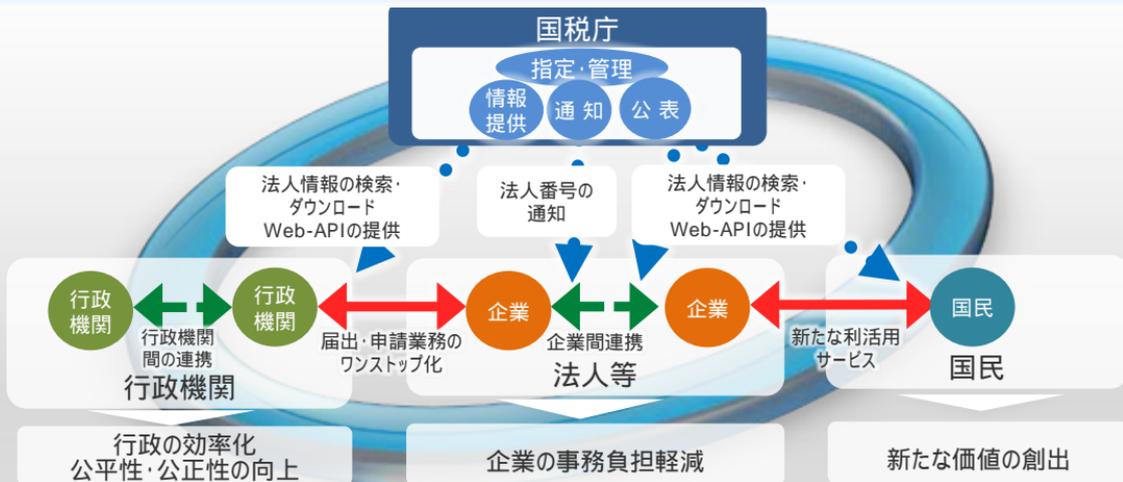
フリガナの活用例

法人情報の検索キーとして活用できます。

自社の顧客データベースと法人番号をひも付ける際のキーとして活用できます。

取引先の振込先の口座名義として活用できます。

法人番号で、わかる。つながる。ひろがる。



わかる。

法人番号により企業等法人の名称・所在地がわかる。

- 法人番号をキーに法人の名称・所在地が容易に確認可
- 鮮度の高い名称・所在地情報が入手可能となり、取引先情報の登録・更新作業が効率化

つながる。

法人番号を軸に企業等法人がつながる。

- 複数部署又はグループ各社において異なるコードで管理されている取引先情報に、法人番号を追加することにより、取引情報の集約や名寄せ作業が効率化
- 行政機関間において、法人番号付で個別の法人に関する情報の授受が可能となれば、法人の特定や名寄せ、紐付け作業が効率化

ひろがる。

法人番号を活用した新たなサービスがひろがる。

- 行政機関間での法人番号を活用した情報連携が図られ、行政手続における届出・申請等のワンストップ化が実現すれば、法人（企業）側の負担が軽減
- 民間において、法人番号を活用して企業情報を共有する基盤が整備されれば、企業間取引における添付書類の削減等の事務効率化が期待されるほか、国民に対しても有用な企業情報の提供が可能

Web-API等を用いた各種会計ソフトの有効活用

取引先情報等の入力補助・効率化

～法人番号利活用前～

基本情報登録

法人名

所在地

全て手入力

登録

正しい入力?

Web-APIや
ダウンロード
データの活用

～法人番号利活用後～

基本情報登録

法人番号

法人名

所在地

法人番号を入力すれば
法人名・所在地を自動補充

登録

誤入力
表記のゆれ 無し

売掛金管理等、会計業務の効率化・自動化

～法人番号利活用前～

T社売掛金(売上台帳)

日付	金額	取引先(所在地)
28-1-4	50,000	A(株) (大阪府)
28-1-4	55,000	B(株) (東京都)
28-1-9	10,000	C(株) (山梨県)
28-1-11	45,000	A(株) 大阪支店
28-1-30	32,300	B(株) (東京都)
28-2-28	978,000	C(株) 札幌出張所
28-3-14	3,000	D(株) (福岡県)
28-3-31	30,000	A(株) 京都営業所
28-3-31	33,000	d(株) (福岡県)

法人番号
による
取引先管理

～法人番号利活用後～

T社売掛金(売上台帳)

日付	金額	取引先(所在地)	法人番号
28-1-4	50,000	A(株) (大阪府)	11111111111111
28-1-11	45,000	A(株) 大阪支店	11111111111111
28-3-31	30,000	A(株) 京都営業所	11111111111111
日付	金額	取引先(所在地)	法人番号
28-1-4	55,000	B(株) (東京都)	22222222222222
28-1-30	32,300	B(株) (東京都)	22222222222222
日付	金額	取引先(所在地)	法人番号
28-1-9	10,000	C(株) (山梨県)	33333333333333
28-2-28	978,000	C(株) 札幌出張所	33333333333333
日付	金額	取引先(所在地)	法人番号
28-3-14	3,000	D(株) (福岡県)	44444444444444
28-3-31	33,000	d(株) (福岡県)	44444444444444

行政機関における利活用

～ 公開情報への法人番号の併記～

～平成30年1月以降、Webページで公開する法人情報には法人番号が原則として併記されます～

概要

- ・ 目的：法人番号による検索・収集・利用を容易にし、公開情報の利用価値を高める
- ・ 対象者：行政機関・独立行政法人等・地方公共団体
- ・ 対象：行政機関・独立行政法人等・地方公共団体がWebページ等で公開する法人情報
(具体例 調達、免許・許認可、処分・勧告、補助金交付、リコール届出、求人等)

併記方法

- ・ 表形式のデータの場合、法人番号を記載する列を追加する。
列を挿入することが困難な場合は、法人名欄に記載する。

(例) に関する指定法人一覧

< Before >

	団体名	所在地	電話番号
1	株式会社	東京都千代田区霞が関 - -	03-
2



< After >

	団体名	法人番号	所在地	電話番号
1	株式会社	1234567890123	東京都千代田区霞が関 - -	03-
2

- ・ 文書形式のデータの場合、法人名が記載されている箇所に続いて法人番号を記載する。

(例) 文中に併記する場合

法違反に係る措置命令の実施

省は に違反して を行った、株式会社 (法人番号 1234567890123) に対して、の規定に基づき措置命令を行いました。

- I 政府が保有する法人情報の利用促進を目的に、法人番号を共通コードとしたオープンデータサイトとして、2017年1月に運用開始。(旧法人インフォメーション 2020年3月にGBizインフォにリニューアル)
- I 各府省庁のHP等で公表されている法人活動情報(補助金・委託契約の実績、一部の許認可・表彰等情報)を各府省より収集し、「法人番号」「法人名」「所在地」「資本金」などによる法人検索が可能。

法人検索・分析

ワンスオンリー

データ活用
サービス

取引先の情報収集や連携法人の開拓・分析など

行政手続きにおける法人情報のデータ転用

民間データと組み合わせたサービスなどへの活用推進

オープンデータとしてAPI,CSVで提供

gBizINFO

<https://info.gbiz.go.jp>

法人基本3情報 (法人番号、法人名、所在地)

収集した情報を法人番号で紐づけ

法人基本情報 (代表者 / 創業年 / 従業員数 / 営業品目など)

補助金情報

調達情報

届出・認定情報

表彰情報

財務情報

特許情報

API

Excel

法人番号公表サイト

しよくばらば

全省庁統一資格情報サイト

EDINET

各府省庁からの提供データを、2次利用しやすいデータ構造に整形し、データ登録。

掲載している法人活動情報数

(2020年2月末現在)

勤務実態情報	・・・約	37,000件
補助金情報	・・・約	316,000件
表彰情報	・・・約	55,000件
届出認定情報	・・・約	138,000件
調達情報	・・・約	166,000件
特許情報	・・・約	1,092,000件
財務情報	・・・約	4,000件

約180万件の法人活動情報を掲載。

今後も、順次追加していきます。

行政機関における活用例

統一資格審査申請・調達情報検索サイト <総務省にて運用実施>

～ 全省庁統一資格審査の申請で、法人番号を入力することで、入力の手間が簡素化されます。～

<イメージ図>

平成27年12月24日から、統一資格審査申請項目に「法人番号」が追加されました。

これにより、インターネットで申請等を行う際に、まず法人番号を入力すれば、「商号又は名称」「本社住所」「本社郵便番号」の情報が自動的に反映されるようになりました。

また、資格審査を経た事業者は、本社住所、商号又は名称などとともに、法人番号も公開されることとなります。

(ご参考)

～ 全省庁統一資格～

各省庁における物品の製造・販売等に係る一般競争(指名競争)の入札参加資格(全省庁統一資格)です。

本資格は、各省庁申請受付窓口に掲げる申請場所のいずれか1か所に申請し、資格を付与された場合において、その資格は該当する競争参加地域のうち、希望する地域ごとに所在する各省庁の全調達機関において有効な入札参加資格となるものです。

郵便番号に関する注意点

上記イメージ図の「事業者情報反映」を押下して表示される郵便番号は、登記されている所在地の文字情報を基に、機械的に一般郵便番号を設定したものです。よって、ビルや大口事業所に係る個別郵便番号には対応していません。

国税庁の国際標準規格に基づく発番機関登録について

1. 国税庁が発番機関として登録されることにより利用可能となるコード

(ポイント)

国際的な流通(電子商取引等)において、**唯一かつ無償の企業コード**として利用可能。

(コード体系のイメージ)



2. 法人番号が共通の企業コードとして活用された場合に期待される効果・活用例

(効果)

- ・企業コードのメンテナンス(法人名・所在地等の変更)負荷の低減
- ・企業間の受発注に関する電子情報交換において各会社独自の企業コードを自社コードへ変換する負荷の低減
- ・入手しやすい無償の共通の企業コードの提供により、中小企業も電子商取引に参入しやすくなり、業界全体の電子商取引の普及促進及び効率化

(活用例)

- ・企業間取引(電子商取引)における企業コードとしての利用
- ・電子タグなどの自動認識メディア(非接触技術を用いたICチップ)の識別子の中で活用される企業コードとしての利用

3. 国税庁が発番機関登録した国際標準規格

- ・UN/EDIFACTデータエレメント3055 [国連が運営]、ISO/IEC 6523-2 [ISOが運営]
電子商取引などデータ通信における**授受の当事者を識別**するための企業コードに関する規格
- ・ISO/IEC 15459-2 [ISOが運営]
商品、輸送資材、貨物などの**物を識別**するためのコードの一部で活用される企業コードに関する規格

発番機関の登録をした規格

登録規格	UN/EDIFACT データエレメント3055	ISO/IEC 6523-2	ISO/IEC 15459-2
概要	<ul style="list-style-type: none">・ <u>国連</u>が運営・ 電子商取引などデータ通信における<u>授受の当事者を識別</u>するための企業コードに関する規格	<ul style="list-style-type: none">・ <u>国際標準化機構 (ISO)</u> が運営・ 電子商取引などデータ通信における<u>授受の当事者を識別</u>するための企業コードに関する規格	<ul style="list-style-type: none">・ <u>国際標準化機構 (ISO)</u>が運営・ 商品、輸送資材、貨物などの<u>物を識別</u>するためのコードの一部で活用される企業コードに関する規格・ <u>電子タグ</u>などの自動認識メディアの識別子の中で活用
発番機関 コード	4 0 2	0 1 8 8	T A J

※1 UN/EDIFACT(United Nations/Electronic data interchange for administration, commerce and transport)

※2 ISO(International Organization for Standardization)

※3 IEC(International Electrotechnical Commission)

英語版webページにおける英語表記情報の公表

概要

今般、経済取引が国際化している中、名称や所在地の英語表記が使用される機会が多くなっていることから、法人番号の活用場面が広がるよう、平成29年4月から国税庁法人番号公表サイトの英語版webページを開設し、**公表を希望する法人からの申込みに基づき**、法人番号と併せて、「商号又は名称」・「本店又は主たる事務所の所在地」の英語表記を公表しています。

英語表記・公表の流れ

1 英語表記情報の入力・送信

法人番号公表サイトの英語表記登録フォーム（ 1 ）に「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の所在地」の英語表記を入力し、「送信する」ボタンをクリックして送信してください。

- ・送信だけでは、登録手続は完了しません。
- ・登録した英語表記はインターネット上で公表されますので、**入力内容に誤りがないか確認してください。**



2 送信票の印刷

「送信票を印刷する」ボタンをクリックして「英語表記情報送信票（兼送付書）」を印刷してください。

3 送信票 + 法人確認書類の送付

印刷した「英語表記情報送信票（兼送付書）」に法人確認書類を添えて、国税庁法人番号管理室へ郵送などの方法により提出してください（ 2 ）。

法人確認書類は以下のいずれかの書類（又はその写し）を提出してください。

- ・印鑑証明書 ・ 国税又は地方税の領収証書 ・ 許可、認可、承認に係る書類 ・ 納税証明書又は社会保険料の領収証書 ・ 定款、寄付行為、規則又は規約
- ・ 官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの

4 英語版webページで公表

国税庁において、登録内容等の確認を行い、国税庁法人番号公表サイトの英語版webページ（ 3 ）で公表します。

- 1 英語表記登録フォーム：<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/eigotourouku/>
- 2 提出先：〒113-8582 東京都文京区湯島4丁目6番15号 湯島地方合同庁舎 国税庁長官官房企画課法人番号管理室 宛
- 3 英語版webページ：<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/en/>